

## (04) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人岡谷スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第19条第3項及び第35条第3項の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬並びに費用について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第16条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤手当）、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。なお、非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

2 役員等には、役員賞与及び退職金を支給しない。

### (報酬の額の決定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、1人当たり年間300万円以内とする。

2 各理事の具体的報酬額の決定は、理事会にて行う。

### (報酬の支給方法)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月の月末に支払うものとする。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員等が、この法人の依頼に応じて業務のために出張する場合の費用弁償は、別に定める「公益財団法人岡谷市スポーツ協会旅費規程」の例による。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費（通勤手当）は、支給しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施について必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月5日から施行する。

※ 経 過

平成25年4月1日	施行	
令和2年4月1日	一部改正	(法人の名称の変更)
令和3年6月5日	一部改正	(報酬の額の変更)